

第6回 農業委員会総会議事録

平成26年12月22日開会

中標津町農業委員会

平成26年12月22日、第6回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

- 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 現況証明願いについて
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第27号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
報告第11号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
係	齋藤光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第6回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11番、氏家康夫委員。
12番、杉本公也委員。
以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

- 事務局長 11月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
はじめに、12月3日農業者年金加入推進セミナーが東京・砂防会館を会場として開催されました。人間総合科学大学熊谷教授により「介護されたくないなら粗食はやめなさい」と題した記念講演の後、加入推進に関する活動事例報告・情報交換で3つの農業委員会から事例報告があり、その後情報交換が行われました。最後に「農業者年金の加入推進と『のうねん倶楽部』の組織活動の強化に関する申し合わせ決議」を決定し終了いたしました。翌日4日には、東京・日比谷公会堂で平成26年度全国農業委員会会長代表者集会在開催され、全国から市町村農業委員会会長および関係者

約1,000人が参集いたしました。第1部では「農業・農村を発展させる農業委員会組織・制度改革のあり方について」と題した講演と、「担い手への農地集積と遊休農地対策について」の活動事例報告が2つの農業委員会からありました。第2部では、要請決議として第1号議案「農業委員会組織・制度の見直しに関する要請決議」、第2号議案「農業・農村の再構築に向けた基本農政の確立と施策推進に関する要請決議」、第3号議案「TPP交渉において国会決議の遵守を求める要請決議」、申し合わせ決議として第4号議案「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の推進に関する申し合わせ決議、第5号議案「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議が提案され、第1号議案については、「公選制」の維持について意見が多数出されましたが、最終的には全て原案のとおり決定されました。大会終了後の要請活動は、衆議院が解散していたため、北海道農業会議役員による参議院議員への要請を実施したところがあります。両日とも会長、事務局長が出席しております。

次に、12月8日から12日までの日程で中標津町議会12月定例会が開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問が行われ、議案として、各会計補正予算、条例の制定・一部改正および決算の認定等が提案され審議し、可決しております。本会議が開催された8日、12日に会長が出席しております。

最後に、北海道農業会議第9回常任議員会議が札幌で開催され、会議員として会長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第11号農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(5)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の64ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積94,333㎡他3筆。合計、畑191,133㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年4月1日から平成32年3月31日まで。合意解約成立の日、平成26年12月21日。6、解約の理由、合意解約。

なお(2)(3)につきましても借主が同一なことから借主の指名等省略し、一括して説明いたします。65ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積25,129㎡他4筆。畑125,536㎡、採草放牧地1,078㎡、合計126,614㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。合意解約成立の日、平成26年12月21日。6、解約の理由、合意解約。

66ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。
2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積109,340㎡他3筆。合計、畑196,815㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年5月1日から平成28年4月30日まで。合意解約成立の日、平成26年12月21日。6、解約の理由、合意解約。

この3件の案件については、議案第24号(3)及び議案第26号(1)(2)(3)に関連するもので、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

67ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積48,517㎡他3筆。合計、畑98,302㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年12月21日から平成29年10月28日まで。合意解約成立の日、平成26年12月21日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第24号(4)及び議案第26号(15)に関連するもので、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。68ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、解約する土地、〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積590㎡他8筆。合計、畑160,910㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成18年11月22日から平成28年11月21日まで。合意解約成立の日、平成26年12月21日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第26号(16)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部を売却することとなったため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(6)と、(7)の二回に分けて審議を致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)(2)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1)、1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土

地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 99,181 m²他 3 筆。合計、畑、237,721 m²。利用状況、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者へ再度使用貸借する。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 27 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。作付作物、馬鈴薯栽培。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に使用貸借にて経営移譲していた農地について、契約の期間が満了したことから再度後継者に使用貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。5 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 41,315 m²の内 4,597 m²。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸借。5、期間。平成 27 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日。6、価格、年 42,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。経営形態、花卉栽培。9、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借していた農地について、貸借の期間が満了したことから期間を延長し再設定するものであります。〇〇〇〇〇〇〇〇は農業生産法人要件を満たしており、別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第 24 号(3)について説明いたします。7 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 45,209 m²ほか 24 筆。畑 543,084 m²、採草放牧地 86,862 m²、合計 629,946 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲を受け農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成 27 年 1 月 1 日から平成 36 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第24号(6)について説明いたします。16ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,010㎡ほか26筆。畑735,806㎡、採草放牧地13,874㎡、合計749,680㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲を受け農業経営を継承する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年1月1日から平成36年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成25年12月12日、事務局により中標津町役場において経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、地区内で打ち合わせを行い、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)から(6)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第十六条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席後)

議案第二十四号、(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第24号(7)について説明いたします。19ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積35,103㎡ほか26筆。合計、畑494,188.4㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により後継者へ再度使用貸借する。借主、再度使用貸借を受けて農業経営を継続する。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間、平成27年1月1日から平成36年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇人、農

従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に使用貸借にて経営移譲していた農地について、契約の期間が満了したことから再度後継者に使用貸借するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
(7)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席後)

議 長 〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程5、議案第25号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました、議案第25号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。23ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、山林。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況、原野。面積、76,799㎡。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、農地として利用されたことはなく、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。平成26年12月3日、第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第25号「現況証明願について」(2)について説明いたします。
25ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇。土地所有者、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。土地所有者、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇。公簿、山林。現況、農地・採草放牧地以外。利用状況、原野。面積、6,584 m²他1筆。3、申請の理由、砂利採取法に基づく砂利採取計画認可申請のため。4、見取図は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく砂利採取計画認可申請を行うため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地として利用されたことはなく、公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。平成26年12月4日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第26号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)から(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(3)について説明いたします。
なお(1)から(3)は借主が同一なことから一括して説明いたします。
28ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積94,333 m²。利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑191,133 m²。3、許可を受けようとする事由、貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成32年3月31日まで。6、価格、年763,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。30ペー

ジをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積25,129㎡。利用状況、牧草畑ほか4筆。畑125,536㎡、採草放牧地1,078㎡、合計126,614㎡。3、許可を受けようとする事由、貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成28年3月31日まで。6、価格、年372,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。32ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積109,340㎡。利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑196,815㎡。3、許可を受けようとする事由、貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成28年4月30日まで。6、価格、年759,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第26号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(4)から(7)について説明いたします。なお(4)から(7)は貸主が同一なので一括して説明いたします。34ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積25,210㎡、利用状況、牧草畑ほか7筆。合計、畑146,861㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地

保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年189,760円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は39ページのとおりです。36ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,665㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑98,306㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年145,580円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は39ページのとおりです。37ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積45,225㎡。利用状況、牧草畑ほか4筆。合計、畑108,279㎡、採草放牧地1,245㎡、合計109,524㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年135,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は39ページのとおりです。38ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積48,640㎡、利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑97,400㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年130,960円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は39ページのとおりです。

この4件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものがあります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(7)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
(8)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第26号(8)から(13)について一括して説明いたします。
40ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積15,690㎡。利用状況、牧草畑ほか4筆。畑66,388㎡、採草放牧地74,786㎡、合計141,174㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年107,260円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。なお、(9)から(13)についても貸主が同一のため、省略して説明させていただきます。42ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積16,476㎡。利用状況、採草放牧地ほか3筆。畑176,971㎡、採草放牧地43,464㎡、合計220,435㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年251,680円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。43ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,684㎡。利用状況、牧草畑ほか3筆。畑36,514㎡、採草放牧地15,254㎡、合計51,768㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年57,780円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、

牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。44ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積65,705㎡。利用状況、牧草畑ほか1筆。畑65,705㎡、採草放牧地14,516㎡、合計80,221㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年106,920円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、45ページのとおりです。46ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積5,268㎡、利用状況、牧草畑ほか4筆。合計、畑87,812㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年99,140円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。47ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,826㎡、利用状況、牧草畑ほか5筆。合計、畑133,634㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年117,440円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、48ページのとおりです。

この6件の案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、取得した農地をあっせん会議により決定した、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。既存の認定農業者である近隣農家で、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)から(13)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。

(14) (15) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第26号(14)(15)について説明いたします。49ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積147,301㎡。利用状況、牧草畑ほか13筆。畑532,702㎡、農業用施設用地2,180.52㎡、合計534,882.52㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、新規就農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。6、価格、年661,480円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、51ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、離農した〇〇〇〇氏から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。借主である〇〇氏は新規就農者であり、平成26年3月26日付けで北海道の就農計画認定を受けており年齢は若く酪農研修センターで3年間酪農実習し、営農意欲もあります。以上のことから別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。52ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,517㎡、利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑98,302㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年12月24日から平成29年10月28日まで。6、価格、年141,540円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、別紙のとおりです。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)(15)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。

(16) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第26号(16)について説明いたします。54ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,850㎡、利用状況、牧草畑ほか1筆。合計、畑49,848㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、賃貸していた農地を近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,242,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。経営作物、牧草。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、現在賃貸借している農地の一部について、〇〇氏より、近隣農家へ譲渡したい旨申し出があったもので、平成26年5月16日あっせん会議を開催し、協議した結果譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(16)の質疑に入ります。

なければ質疑を打ち切ります。

(17)(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第26号(17)(18)について一括で説明いたします。56ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積21,675㎡、利用状況、牧草畑ほか2筆。合計、畑59,998㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、経営規模縮小により近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,010,000円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金。7、譲受人の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

なお、(18)についても譲渡人が同一のため、省略して説明させていただきます。58ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積1,473㎡、利用状況、牧草畑ほか3筆。合計、畑74,200㎡。3、許可を受けようと

する事由。譲渡人、経営規模縮小により近隣農家に譲渡するもの。譲受人、譲渡を受け経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、5,044,000 円。6、資金調達方法、農業経営基盤強化資金。7、譲受人の経営状況、家族○人、農従者○人、経営地、計○○○○㎡。家畜、牛○○頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、○○氏の申し出により経営規模を縮小するため、所有地の一部を譲渡したい旨の申し出があり、平成26年12月9日にあっせん会議を開催し、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(17)(18)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

議案第26号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第十六条第二項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。61ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町○○○○番地○、○○○○。2、申出を受けた年月日、平成26年9月30日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成26年12月12日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。

4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、62ページのとおりでありまして、合計19筆、450,868㎡です。この案件につきましては○○氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るために

は、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり、要請致します。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

ここで、今年最後の総会でございますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

今年、一年を振り返りますと、天候不順の年でありましたが、総じて牧草、デントコーンについては収穫時期に多少恵まれたこともあり、良質な飼料作物の収穫ができた年となりました。また、畑作に関しては価格が安定しており、金額の面で例年よりも良く、安堵したところですが、一方生乳生産はマイナスとなっており、ここ一か月では乳量も前年並みに伸びてきたところではありますが、円安による輸入穀物、燃料その他生産資材の高騰により、酪農経営としてはあまり良い年ではなかったと思うところですが。

農業委員会としては、今年4月から開始された農地中間管理事業、農地法の改正による農地台帳の法定化、農業委員会法の大規模な改正の動き、また、7月には3年に1度の農業委員の改選があり、8名の新しい委員を迎え新体制になるなど、激動の1年となったところです。農業委員会改革について、12月に東京で開催された全国会長大会では、おおむね原案通り可決されるも、公選制廃止に対する取り組みへの不満から、採決前に退席する委員も多数おりました。北海道と本州では格差があり、全国が一つにまとまらないなど、課題は山積みとなっておりますが、今後もみなさんと協力して努力してまいります。

今年も残すところ10日となりました。皆様にご協力いただきまして、1年を無事に終えることができました。みなさん、ご家族ともに健康には留意され、新しい年を元気に迎えられようご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

これをもって、第6回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時25分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月22日

会 長 安 田 稔 _____

11番 氏 家 康 夫 _____

12番 杉 本 公 也 _____